

申請期限 申請期限 来月15日まで 延長

持続化給付金 家賃支援

世論と運動に押され

コロナ禍で売上上げが激減した中小業者などに支給される持続化給付金・家賃支援給付金の申請期限が、世論と運動に押され、2月15日まで延長されたらしいとなりました。梶山弘志経産相が15日の記者会見で明らかにしました。

必要書類を今月末までに用意する事が難しいなどの事情があれば延長されます。今月中に延長の申し込みが必要です。

国土交通省は申請受け付けを打ち切る予定（特段の事情がある場合は31日）でしたが、2回目の緊急事態宣言に伴う業界団体・時短要請が出されたもとの打ち切りは道理がないと、中小業者・農家らが抗議の声をあげていました。日本共産党中央委員会も打ち切り撤回を政府に申し入れ。志位和夫委員長は14日の会見で「緊急事態宣言を出しても、国民に自粛を要請しておらず、持続化給付金など支援は打ち

求めています。

求めています」と話しています。

申請期限が延長されるらしい。について、全国商工団体連合会の岡崎民人事務局長は「短期間ではござり、申請者は時間的な猶予を得られる」ととて、運動の成果です。引き続き、十分な補償や継続した直接支援など、中小業者が事業を継続・再開できる施策を行つよう求めました。

委員長は15日の会見で今回の延長を受け、2020年度第3次補正予算案をつくり直し、持続化給付金の事業規模に合わせた2億円の支給、家賃支援給付金も2億円の支給を行つよう求めました。